

議案第 81 号

桐生市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年桐生市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桐生市下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例

第 1 条の見出し中「下水道事業」の次に「及び農業集落排水事業」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 農業集落における生活環境の改善及び農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水事業を設置する。

第 2 条中「下水道事業」の次に「及び農業集落排水事業(以下「下水道事業等」という。)」を加える。

第 3 条第 1 項中「下水道事業」を「下水道事業等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 農業集落排水事業の排水処理施設の名称、排水処理区域及び終末処理場の位置は、別表のとおりとする。

第 4 条中「下水道事業」を「下水道事業等」に改める。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に、「下水道事業」を「下水道事業等」に改める。

第 6 条、第 7 条並びに第 8 条第 1 項及び第 2 項第 3 号中「下水道事業」を「下水道事業等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 3 条関係)

施設の名称	排水処理区域	処理人口	終末処理場の位置
桐生市十三塚排水処理施設	新川(十三塚・久保井・新宮の一部・鏑木の一部・元宿の一部)及び武井(上武井の一部)の地域で地形等の条件により排水処理人口の範囲内にあるもの	1,500 人	桐生市新里町新川 1940 番地の 4
桐生市関・大久保排水処理施設	大久保及び関地域の一部の地域で地形等の条件により排水処理人口の範囲内にあるもの	1,000 人	桐生市新里町大久保 5 番地の 5
桐生市山上排水処理施設	山上地域の一部の地域で地形等の条件により排水処理人口の範囲内にあるもの	1,700 人	桐生市新里町山上 4 番地

桐生市新里南部排水処理施設	野、小林(小林)、新川(広間地)、山上(山上天笠の一部)及び武井(武井天笠の一部)の地域で地形等の条件により排水処理人口の範囲内にあるもの	1,630 人	桐生市新里町野 44 9 番地の 1
---------------	---	---------	--------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(桐生市特別会計設置条例の一部改正)
- 2 桐生市特別会計設置条例(昭和 39 年桐生市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。
(桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 3 桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成 17 年桐生市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
桐生市農業集落排水処理施設の管理に関する条例
第 1 条中「設置及び」を削る。
第 3 条及び第 4 条を次のように改める。
第 3 条及び第 4 条 削除
別表第 1 を次のように改める。
別表第 1 削除
(桐生市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)
- 4 桐生市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成 17 年桐生市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条中「桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例」を「桐生市農業集落排水処理施設の管理に関する条例」に改める。

議 案 説 明

議案第 81 号 桐生市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 案

国からの要請により農業集落排水事業に公営企業会計を適用するため、農業集落排水事業を地方公営企業法に基づく企業として設置・運営する必要があることから、所要の改正を行おうとするものです。